

民間投資活性化等のための税制改正大綱

趣旨

例年12月半ばに発表されることが通例となっている税制改正大綱ですが、その年度改正（平成26年度税制改正）とは切り離れた前倒しの形で平成25年10月1日に「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が公表されました。これは平成26年4月1日より消費税が5%から8%に引き上げられることによる実体経済への影響を緩和し、政府与党の「成長戦略」の下支えの一環として策定されたものと言えます。

主な内容

「民間投資活性化等のため」という表現のとおり、設備投資や事業投資に関する税制優遇が多く設置されています。

また、適用範囲についても、必ずしも中小企業等（資本金1億円以下）に限らず、広く一般の青色法人に適用されるように配慮されています（概要等は下記図表参照）。

法人の有効活用

この税制改正大綱はあくまで法人に対する優遇税制であり、個人に対する税制改正（所得税や相続税など）については、引き続き増税の方向性が高いと料します。12月半ばに発表予定の平成26年度税制改正大綱の内容を精査する必要がありますが、将来的に法人という枠組みを有効に使うことは賢い選択であると感じます。税負担を適切に分散するために、法人という枠組みの有効活用を頭の片隅に入れておいて損はないと思いますが如何でしょうか。（文責：齊藤）

民間投資活性化等のための税制改正大綱の概要

| 名称 | 適用の可否 | | 概要 | 施行時期 |
|---------------------------------|-------------------|--------------------|--|---|
| | 中小企業者 (青色申告法人) | 中小企業者以外 の青色申告法人 | | |
| 1 生産性向上設備投資の特別償却/税額控除 | ○ | ○ | 生産性向上要件を満たす一定規模以上の設備等を取得した場合、取得価額の100%償却か、取得価額の5%税額控除等を選択適用することが可能 | 産業競争力強化法(平成25年11月時点で臨時国会協議中)の施行日から平成29年3月31日までの間に取得し事業供用した場合に適用 |
| 2 機械等取得した場合の特別償却/税額控除 | ○ | | 現行の中小企業等投資促進税制が延長され、一定の中小企業者には即時償却又は7%~10%の税額控除が選択適用が可能 | |
| 3 研究開発税制の延長・拡充 | ○ | ○ | 研究開発税制の適用期限が3年間延長され、一定の要件を満たせば、試験研究費の増加割合に応じて控除割合が高くなるように制度変更 | 平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に適用 |
| 4 ベンチャー投資に対する投資損失準備金の損金算入 | ○ | ○ | 一定の要件を満たしたベンチャー企業への投資について、当該投資額に対応する損失準備金(新事業開拓事業者投資損失準備金)を積立事業年度に損金算入が可能 | 平成26年4月1日以後に終了する事業年度に適用 |
| 5 事業再編により取得した株式等に係る投資損失準備金の損金算入 | ○ | ○ | 一定の要件を満たした事業再編(例えば他社との経営資源融合のための統合等)について、当該再編に係る株式等の取得に対応する損失準備金(特定事業再編投資損失準備金)を積立事業年度に損金算入が可能 | |
| 6 耐震改修工事等の特別償却 | ○ | ○ | 法律上耐震改修が義務付けられる場合、当該工事により取得した耐震改修対象建築物について、取得価額の25%の特別償却が可能 | 平成26年4月1日から耐震診断結果報告を行った日以後5年を経過する日までの間に行う耐震改修に対して適用 |
| 7 所得拡大促進税制の拡充 | ○ | ○ | 雇用者給与等支給額が一定の要件を満たして増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)について、2年間の適用延長と控除適用要件の変更がなされた | 平成26年4月1日以後に終了する事業年度に適用 |

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp